

# 令和7年度富士見町人材育成海外派遣事業 募集要領

富士見町教育委員会 生涯学習課

1. 目的：富士見町の中学生及び高校生を海外に派遣し、ホームステイや学校生活等の体験学習を通じて、外国語による表現力と理解力を高めるとともに、郷土をより正しく理解し、国際感覚豊かな青少年の育成を図ることを目的とする。また、目的意識を持ち、学習の成果を広く町に還元する。

2. 主催：富士見町

3. 派遣先：ニュージーランド・タスマンディストリクト・リッチモンド

4. 派遣期間：令和8年3月19日（木）～令和7年3月27日（金）9日間  
（事情により中止または派遣期間を変更することがあります）

5. 定員

①中学校生徒（2年生以上） 10名以内

②高等学校等生徒等 2名以内

※高等学校生徒等とは、富士見町在住の17歳以下高等学校2学年以下相当の者及び、長野県富士見高等学校2学年以下の者と定義する。

※応募者数が①②の定員に達しない時は、12名を限度として、募集枠を変更するものとする。

例) 応募者数の内訳が①中学校生徒が5名の場合、②高等学校生徒等の定員を最大7名に変更する。

※応募者数が中学生と高校生で合計6名以下の場合は、不成立とし、今年度の派遣事業を中止する。

6. 派遣対象

①心身ともに健康で、海外生活に適應できる者

②当町の代表として、誇りと自覚をもつ者

③協調性をもち、計画に従って節度ある行動のできる者

④外国人の文化に関心があり、積極的に学ぼうとする者

⑤派遣を希望する生徒の保護者に、町税等の滞納がないこと

（町外の者においては住所地における滞納が無いこと⇒納税証明書の提出が必要）

⑥ニュージーランドの生徒が来町する際、ホームステイを受け入れられる者、家庭

7. 申込方法

・以下の提出書類を令和7年9月22日（月）17時00分までに富士見町教育委員会生涯学習課生涯学習係（コミュニティ・プラザ内）に提出する。

①富士見町人材育成海外派遣事業参加申込書 兼 町税等閲覧承諾書

健康診断書については申込時でなく、派遣内定後に提出するものとする。診断書の結果で内定が取り消しとなる場合もある。

②住民票所在地における納税証明書（富士見町民以外の方）

③提出課題（8. 選考及び決定 参照）

## 8. 選考及び決定

選考委員会において審査し、適格者を決定する。ただし、応募者数が定員以内の場合の選考は行わず、応募者全員を適格者として認める。

選考方法は当事業の選考委員が集団面接のグループディスカッションの様子にて審査します。また、提出課題は選考の際の参考資料とさせていただきます。

**面接審査日程：令和7年10月7日（火曜日）18時～20時**

※適格者の内定後、世帯の町税等の完納状況や健康診断書の内容確認後に最終的な派遣者の決定をします。

●提出課題テーマ：ニュージーランド派遣事業に対する期待

●媒体：自由

作文・スライド・パワーポイント・動画など

※データ形式の場合、以下のメールアドレスにお送りください

[newzealand@town.fujimi.lg.jp](mailto:newzealand@town.fujimi.lg.jp)

●評価項目及び評価基準

評価項目

- ①コミュニケーション・協調性
- ②意欲・目的意識
- ③主体性・積極性
- ④異文化理解への関心

以上、4項目を3名の選考委員が5段階評価で採点し、各選考委員の採点結果の合計値が上位の者から適格者として認定する。ただし、同率順位によりなおも定員超過した場合は、抽選により決める。

選考委員：教育長職務代理・総務課長・令和7年度団長（住民福祉課長）

配点	評価基準
5点（非常に優れている）	期待を大きく上回るレベルで、模範となる行動や資質が見られる。
4点（優れている）	期待される水準を満たし、積極的に貢献できる資質が見られる。
3点（標準）	多少の成長の余地はあるものの、派遣生として必要な資質を十分に備え、今後の活躍が期待される。
2点（改善が必要）	懸念される点があり、派遣にあたり何らかのフォローや改善努力が求められる。
1点（不適格）	派遣生として重大な懸念があり、参加は難しいと判断される。

## 9. 事前・事後研修会、帰国報告会

参加した生徒は教育委員会が開く事前・事後研修に必ず出席し、派遣に向けての知識・意識を高め、帰国後は現地で得た成果について、評価・振り返りをして帰国報告会に参加するものとする。

## 10. 参加費用

- ①費用は、航空運賃、宿泊料、現地交通費、その他町長が必要と認める経費
- ②生徒個人負担額は富士見町民の中高校生16万円前後（対象経費の行政負担60%）、  
富士見町民以外の高校生25万円前後（対象経費の行政負担40%）と見込む。
- ③渡航手続き費用（パスポート取得費用等）、手荷物超過分などは個人負担。
- ④町が指定する海外旅行保険への加入を必須とする。（個人負担）

## 11. 参加取消料

申し込み後、申請者の都合により参加を取消しする場合は、旅行業法の規定等に基づき精算する。

## 12. 予防接種：はしかの予防接種が済んでいること（未接種の場合は出発までに2回接種すること）。

※厚労省 HP「海外渡航のためのワクチン（予防接種）」により推奨されているもの

## 13. 引率者（予定）：富士見町役場職員2名・当事業コーディネーター1名・旅行会社添乗員1名

## 14. 当面のスケジュール：日程表参照。

## 15. 注意事項

### ① 本事業の趣旨と心構え

ホームステイ先の環境やホストファミリーの家族構成、性別、ホームステイ先でのトラブルなど、予期せぬ状況が生じる可能性もあるが、これらの状況や、期待に添えない場合があることについて、すべて自己責任で対応することを承知した上で参加すること。

ホームステイ先には、ホームステイ先の都合で富士見町の生徒が複数で割り振られる可能性や、すでに滞在中の日本人学生、またはその他の国籍の学生がいる場合もある。

### ② アレルギーへの対応

動物アレルギーや食物アレルギーについては、原則として自己責任での対応とする。特にニュージーランドではペットを飼っている家庭が多いため、この点をあらかじめ十分に理解しておくこと。

### ③ 過去の参加者について

より多くの町民にこの事業に参加してもらうため、過去に本事業に参加したことがある場合は、選考の際に優先度が下がる。ただし、応募生徒数が定員に満たない場合は、この限りではない。

### ④ 研修・報告会への参加義務

事前研修、事後研修、帰国報告会は、派遣生徒の学び・経験等のまとめの確認のために必須の参加項目であるため、これらの会に不参加の場合、ニュージーランドへの派遣資格を失う。ただし、特別な事情があり、事前に事務局へ説明し、今後のキャッチアップ方法について具体的に提示があった場合は、この限りではない。

### ⑤ マオリ式歓迎会での服装

行程初日に予定されているマオリ式の歓迎会（ポフィリなど）では、男性はスラックス、女性はスカー

トを着用する。これは現地の文化に対する敬意を示すための重要なマナーなので、必ず準備すること。